

# 鳥取県内の事業者のみなさま

公正取引委員会イメージキャラクター  
「どっくん」



原材料価格等の価格転嫁で悩まれていませんか。

## ～一日公正取引委員会「下請法基礎講習会」のご案内～

公正取引委員会中国支所では、一日公正取引委員会の一環として、鳥取市において下請法基礎講習会を実施します。

発注者の方は日頃の取引が適正かどうかを確認する機会がなかったり、受注者の方は日々請け負っている取引の中には、実は下請法によって保護されるということを知らずに取引をしているケースがあったりする例が見受けられます。

今回の下請法基礎講習会は、受講者のみなさまに下請法の基礎的な説明に加え、独占禁止法上の優越的地位の濫用等の考え方について広く知っていただき、発注者又は受注者として、今後の取引に生かしていただこうと考え、企画したものです。

**日時 令和4年10月13日(木) 13:30~16:00 (途中休憩あり)**

**場所 鳥取県立生涯学習センター県民ふれあい会館 講義室  
(鳥取市扇町21番地)**

※ 来場にはなるべく公共交通機関をご利用ください。JR鳥取駅南口より徒歩3分。お車で来場も可能ですが、駐車台数に限りがあるため、満車の場合は近辺の有料駐車場をご利用ください。

**定員 30名**

**費用 無料**

**申込期限 令和4年10月10日(月) 正午 ※満席になり次第受付を締め切ります**

**お申し込み方法 下記URL又はQRコードから、公正取引委員会ウェブサイト内にある講習会申込フォームにアクセスしていただき、お申し込みください。**

定員(30名)になり次第募集を締め切らせていただきます。

[https://www.jftc.go.jp/kosyukai/form/apply\\_infos/insert](https://www.jftc.go.jp/kosyukai/form/apply_infos/insert)

### 注意事項

申し込みが完了した場合、受付完了メールが返信されますので、当該メールの受信をもって受講受付完了となります。



問い合わせ先 公正取引委員会中国支所 下請課

電話 082-228-1520



## こんなお悩み、ありませんか？もしかして下請法違反かも・・・

注文書は必ず発行してもらいますか？約束した日までに代金は全額支払われていますか？発注後に値引きを要求されたことはありますか？貴社が取引先（発注者）との間で抱えている悩みごと・困りごとは、もしかしたら取引先による下請法違反行為かもしれません。このシートを使って、チェックしてみましょう。

※ 下請法上の親事業者・下請事業者の範囲については、下記QRコードからご確認ください。

- 取引先は、**発注の都度**、直ちに、注文書を**交付していない**（例：納品時に注文書を渡されることがある。）。
- 取引先は、注文書に下請代金の額・支払期日を**記載していない**。
- 取引先は、**締切日から30日（1か月）以内**に下請代金を**全額支払っていない**（例：毎月末日納品締切・翌々月5日支払=1か月超）
- 取引先は、「歩引き」、「協力費」、「割引料」、「手数料」などとして、**当社に責任（落ち度）がないのに、下請代金を減じる**。
- 取引先は、見積時点で予定していた**納期を短縮**した場合、追加費用が発生するにもかかわらず**下請代金を見直さずに定めた**。
- 取引先は、発注後に発注内容を変更した場合、**追加費用が発生**したにもかかわらず、その費用を**負担しない**。
- 取引先は、**発注内容に含まれていない図面や知的財産権**を譲渡させたが、その**対価を支払わない**。

1つでもチェックが付いた場合には、**取引先が下請法に違反している可能性**があります。

公正取引委員会では下請法に関する電話での相談を受け付けています（秘密は厳守します。匿名での相談も可能です。）

また、下請事業者をはじめとする中小事業者等（原則3社以上）の代表者又は従業員（所属する団体の定例的な会合の場での開催も可能）を対象に、下請法や独占禁止法上の優越的地位の濫用規制について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付を行うためのオンライン相談会を開催しています。

**お気軽に中国支所下請課（電話：082-228-1520）までお電話ください。**

下請取引の該当性はこちら

